



## [民泊について心配]

新法ができてどんな影響があるの？

放置していたら何が問題になるの？

管理規約をどう変えたら良いの、その期限はいつなの？

どの専門家に頼むのがよいの？

管理会社は何もしてくれない！

騒音やごみ問題が起こり得る！

共用部分の使い方が荒い！

オートロック機能が損なわれる？

ヤミ民泊まで防げるの？

規約に反して民泊をしている！

## マンションの民泊問題について ベテラン マンション管理士が 電話相談を受けます！

国土交通省からは、法律の施行前に、住宅宿泊事業を許容するか否かについて、あらかじめ管理組合においてよく議論し、その結果を踏まえて、住宅宿泊事業（民泊）を許容する、許容しないかを管理規約上明確化しておくことが望ましいと通知されています。民泊事業者の届け出が遅くとも2018年3月に予定されているからです。

管理組合が規約でしっかり民泊の可否を決めることが将来のトラブルを未然に防ぎます。

管理規約の改定は、総会の特別決議要件です。

問題が起こる前に専門家に相談を！

**(一社) 東京都マンション管理士会**

**民泊ヘルプライン**

**(03) 5829-9774**

月—金 13時—16時

(一社) 東京都マンション管理士会は、多くの人材を擁し、東京都や各区のマンション行政とも密接に連携しています。私たちは、100%管理組合の立場で考えます。初めての相談は無料です。その後の業務も個別マンションの事情に沿って柔軟に対応します。**相談者の個人情報**は法律にしたいがい**しっかり守りますので安心です。**

[tokyo@kanrisi.org](mailto:tokyo@kanrisi.org)

<http://www.kanrisi.org/tokyo/>

(一般社団法人) 東京都マンション管理士会

東京都千代田区岩本町2-3-8 神田Nビル5階

Tel (03) 5829-9130

Fax (03) 5825-4085

